

玄海 3, 4 号 (2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な事項</p> <p>(vii) 通信連絡設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>代替緊急時対策所の通信連絡設備は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の設置をもって廃止する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備（発電所内）、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信設備（発電所内）として、以下の通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）として、衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備は、中央制御室内、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置又は保管する設計とする。</p> <p>重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を原子炉補助建屋及び4号炉原子炉周辺建屋内に設置し、SPDS データ表示装置は、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）及び無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち中央制御室内に設置する衛星携帯電話（固定型）並びに無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する無線通話装置（固定型）の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する衛星携帯電話（固定型）及び無線連絡設備のうち代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する無線通話装置（固定型）の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）及び携帯型通話設備の電源は、充電池又は乾電池を使用する設計とする。</p>	<p>ヌ その他の発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な事項</p> <p>(vii) 通信連絡設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備（発電所内）及び緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするための安全パラメータ表示システム（SPDS）として、以下の通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）として、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携帯型有線通話装置を設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>携行型有線通話装置は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続されていることにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）の電源は、非常用所内電源（非常用ディーゼル発電機）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替低圧電源車から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）の電源は、非常用所内電源（非常用ディーゼル発電機）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置は、充電池又は乾電池を使用する設計とする。</p>	<p>設備の差異（代替緊急時対策所として固有）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載内容の相違（技術的能力に係る審査基準における手順の要求のため技術的能力に手順を記載）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>設備の差異（代替緊急時対策所として固有）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>手順・設備の差異（屋外（衛星（携帯））⇔屋内（衛星（固定）））</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>設備の差異（屋外（衛星（携帯））⇔屋内（衛星（固定）））</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>手段・設備の差異（屋外（衛星（携帯））⇔屋内（衛星（固定）））</p> <p>設備の差異（代替緊急時対策所として固有）</p>

比較表（6 2 条 通信連絡を行うために必要な設備）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海 3, 4 号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>充電池を用いるものについては、予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室、<b>代替緊急時対策所又は緊急時対策所</b>（緊急時対策棟内）の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。また、SPDS データ表示装置の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である<b>代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機車</b>から給電できる設計とする。</p> <p><b>重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備及び代替緊急時対策所又は緊急時対策所</b>（緊急時対策棟内）の通信連絡機能に係る設備としての、衛星携帯電話設備、無線連絡設備、携帯型通話設備、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及び SPDS データ表示装置については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所内）として、衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備は、中央制御室内、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）及び無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち中央制御室内に設置する衛星携帯電話（固定型）並びに無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する無線通話装置（固定型）の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟</p>	<p>充電池を用いるものについては、<b>別の端末又は別の</b>充電池と交換することにより<b>事象発生後 7 日間以上継続して通話を可能とし</b>、使用後の充電池は、<b>代替電源設備からの受電が可能</b>な中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電できる設計とする。</p> <p>また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより<b>事象発生後 7 日間以上継続して通話ができる設計とする</b>。</p> <p><b>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS データ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする</b>。</p> <p><b>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置は、原子炉建屋内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS データ表示装置は、緊急時対策所内に設置する設計とする</b>。</p> <p><b>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置の電源は、非常用所内電源（非常用ディーゼル発電機）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替低圧電源車から給電できる設計とする</b>。</p> <p><b>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS データ表示装置の電源は、非常用所内電源（非常用ディーゼル発電機）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする</b>。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、<b>衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）、携帯型有線通話装置及び安全パラメータ表示システム（SPDS）については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする</b>。</p>	<p><b>運用の差異（端末毎交換も手段として整備）</b></p> <p><b>設備の差異（代替緊急時対策所として固有）</b></p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p><b>設備の差異（代替緊急時対策所として固有）</b></p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p><b>設備の差異（代替緊急時対策所として固有）</b></p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載内容の相違（技術的能力に係る審査基準における手順の要求のため技術的能力に手順を記載）</p>

比較表（62条 通信連絡を行うために必要な設備）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>内)内に設置する衛星携帯電話(固定型)及び無線連絡設備のうち代替緊急時対策所内又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)内に設置する無線通話装置(固定型)の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(携帯型)、無線連絡設備のうち無線通話装置(携帯型)及び携帯型通話設備の電源は、充電電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電電池を用いるものについては、予備の充電電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電電池は、中央制御室、代替緊急時対策所又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>代替緊急時対策所又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)の通信連絡機能に係る設備としての衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備(発電所外)、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備(発電所外)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要な場所で共有するための通信設備(発電所外)として、以下の通信連絡設備(発電所外)を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)として、衛星携帯電話設備を代替緊急時対策所内又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)内に設置又は保管し、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)内に設置する設計とする。</p> <p>重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備(発電所外)として、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送するための緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)を、原子炉補助建屋及び4号炉原子炉周辺建屋内に設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち代替緊急時対策所内又は緊急時対策所(緊急時対策棟</p>	<p>重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備(発電所外)及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータの伝送できるデータ伝送設備として、以下の通信連絡設備(発電所外)を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)として、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX)を設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)は、通信連絡設備(発電所内)と同じである。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送できる設備として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。なお、データ伝送設備を構成する緊急時対策支援システム伝送装置は、安全パラメータ表示システム(SPDS)の緊急時対策支援システム伝送装置と同じである</p>	<p>記載内容の相違(技術的能力に係る審査基準における手順の要求のため技術的能力に手順を記載)</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>設備の差異(代替緊急時対策所として固有)</p> <p>記載内容の相違(同内容の記載ではなく同じ設備である旨記載)</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載内容の相違(同内容の記載ではなく同じ設備である旨記載)</p>

比較表（62条 通信連絡を行うために必要な設備）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>内) 内に設置する衛星携帯電話（固定型）の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）の電源は、充電池を使用しており、予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム(ERSS)等へのデータ伝送の機能に係る設備及び代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡機能に係る設備としての、衛星携帯電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所外）として、衛星携帯電話設備を代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置又は保管し、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する衛星携帯電話（固定型）の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）の電源は、充電池を使用しており、予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池</p>	<p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）の電源は、非常用所内電源（非常用ディーゼル発電機）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としてのデータ伝送設備、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p>	<p>記載内容の相違（同じ設備である旨明記し省略）</p> <p>記載表現、設備名称の相違                  設備の差異（代替緊急時対策所として固有）</p> <p>記載内容の相違（同じ設備である旨明記し省略）</p> <p>記載表現、設備名称の相違                  設備の差異（代替緊急時対策所として固有）</p> <p>記載内容の相違（同じ設備である旨明記し省略）</p>

比較表（62条 通信連絡を行うために必要な設備）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>は、中央制御室、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡機能に係る設備としての衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>大容量空冷式発電機については、「ヌ.(2)(iv) 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>代替緊急時対策所用発電機及び緊急時対策所用発電機車については、「ヌ.(3)(vi) 緊急時対策所」にて記載する。</p> <p>通信連絡設備は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことができ、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。これらの通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、3号炉及び4号炉に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転指令設備（3号及び4号炉共用） （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用） 一式</li> <li>・ 非常用サイレン（3号及び4号炉共用） 一式</li> <li>・ 加入電話設備（3号及び4号炉共用） （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用） 一式</li> <li>・ 電力保安通信用電話設備（3号及び4号炉共用） （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用） 一式</li> <li>・ テレビ会議システム（社内）（3号及び4号炉共用） （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用） 一式</li> <li>・ 衛星携帯電話設備（3号及び4号炉共用） （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用） 一式</li> <li>・ 無線連絡設備（3号及び4号炉共用）</li> </ul>	<p>常設代替高圧電源装置及び可搬型代替低圧電源車については、「ヌ.(2),(ロ) 代替電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用発電機については、「ヌ.(3),(vi) 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>通信連絡設備の一覧を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 送受話器(ページング) 一式 （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）</li> <li>・ 加入電話設備（加入電話、加入FAX） 一式 （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）</li> <li>・ 電力保安通信用電話設備 （固定電話機、PHS端末、FAX） 一式 （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）</li> <li>・ テレビ会議システム（社内） 一式 （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）</li> <li>・ 専用電話設備（専用電話（ホットライン）（自治体向）） 一式 （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）</li> <li>・ 無線連絡設備（固定型） 一式 （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）</li> <li>・ 衛星電話設備（固定型） 一式</li> </ul>	<p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>設備の差異（代替緊急時対策所として固有）</p> <p>設備の差異（単機プラントのため共用なし）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備の差異（単機プラントのため共用なし）</p> <p>設備の差異（東二固有）</p>

比較表（62条 通信連絡を行うために必要な設備）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>（「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）一式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯型通話設備（3号及び4号炉共用）</li> </ul> <p>（「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）一式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）（3号及び4号炉共用） （ヌ.（3）（iv）他と兼用） 一式</li> <li>・SPDS データ表示装置（3号及び4号炉共用） （ヌ.（3）（iv）他と兼用） 一式</li> <li>・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（3号及び4号炉共用） （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）一式</li> </ul> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型、携帯型）、無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型、携帯型）、携帯型通話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p>	<p>（「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全パラメータ表示システム（SPDS） 一式</li> </ul> <p>（「計装設備」, 「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム, IP電話, IP-FAX） 一式</li> </ul> <p>（「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ伝送設備 一式</li> </ul> <p>（「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯型有線通話装置 一式</li> </ul> <p>（「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無線連絡設備（携帯型） 一式</li> </ul> <p>（「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備（携帯型） 一式</li> </ul> <p>（「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）</p> <p>携帯型有線通話装置, 衛星電話設備（固定型）, 衛星電話設備（携帯型）, 無線連絡設備（携帯型）, 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム, IP電話, IP-FAX）, 安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p>	<p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>設備の差異（屋外（衛星（携帯））⇔屋内（衛星（固定）））</p>

比較表（62条 通信連絡を行うために必要な設備）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>(通信連絡を行うために必要な設備)                      第六十二条 (省略)  <u>適合のための設計方針</u></p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>代替緊急時対策所の通信連絡設備は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の設置をもって廃止する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備（発電所内）、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要場所で共有するための通信設備（発電所内）として、以下の通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）として、衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備は、中央制御室内、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置又は保管する設計とする。</p> <p>重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を原子炉補助建屋及び4号炉原子炉周辺建屋内に設置し、SPDS データ表示装置は、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）及び無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち中央制御室内に設置する衛星携帯電話（固定型）並びに無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する無線通話装置（固定型）の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する衛星携帯電話（固定型）及び無線連絡設備のうち代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する無線通話装置（固定型）の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p>	<p>(通信連絡を行うために必要な設備)                      第六十二条 (省略)  <u>適合のための設計方針</u></p> <p>第1項について</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備（発電所内）及び緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするための安全パラメータ表示システム（SPDS）として、以下の通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）として、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携帯型有線通話装置を設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>携行型有線通話装置は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続されていることにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）の電源は、非常用所内電源（非常用ディーゼル発電機）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替低圧電源車から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）の電源は、非常用所内電源（非常用ディーゼル発電機）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p>	<p>設備の差異（代替緊急時対策所として固有）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>設備の差異（代替緊急時対策所として固有）</p> <p>記載内容の相違（技術的能力に係る審査基準における手順の要求のため技術的能力に手順を記載）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>設備の差異（代替緊急時対策所として固有）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>設備の差異（屋外（衛星（携帯））⇔屋内（衛星（固定）））</p>

比較表（62条 通信連絡を行うために必要な設備）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3，4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）及び携帯型通話設備の電源は、充電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電池を用いるものについては、予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。また、SPDSデータ表示装置の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。</p> <p>重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備及び代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡機能に係る設備としての、衛星携帯電話設備、無線連絡設備、携帯型通話設備、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所内）として、衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備は、中央制御室内、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）及び無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち中央制御室内に設置する衛星携帯電話（固定型）並びに無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する無線通話装置（固定型）の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電</p>	<p>衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置は、充電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電池を用いるものについては、別の端末又は別の充電池と交換することにより事象発生後7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電池は、代替電源設備からの受電が可能な中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電できる設計とする。</p> <p>また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより事象発生後7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置は、原子炉建屋付属棟内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置の電源は、非常用所内電源（非常用ディーゼル発電機）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替低圧電源車から給電できる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は、非常用所内電源（非常用ディーゼル発電機）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置及び安全パラメータ表示システム（SPDS）については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p>	<p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>運用の差異（端末毎交換も手段として整備）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載内容の相違（技術的能力に係る審査基準における手順の要求のため技術的能力に手順を記載）</p>

比較表（62条 通信連絡を行うために必要な設備）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する衛星携帯電話（固定型）及び無線連絡設備のうち代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する無線通話装置（固定型）の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）及び携帯型通話設備の電源は、充電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電池を用いるものについては、予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡機能に係る設備としての衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するための通信設備（発電所外）として、以下の通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）として、衛星携帯電話設備を代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置又は保管し、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する設計とする。</p> <p>重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備（発電所外）として、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送するための緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を、原子炉補助建屋及び4号炉原子炉周辺建屋内に設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設</p>	<p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備（発電所外）及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータの伝送できるデータ伝送設備として、以下の通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）として、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）を緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）は、通信連絡設備（発電所内）と同じである。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p>	<p>記載内容の相違（技術的能力に係る審査基準における手順の要求のため技術的能力に手順を記載）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載内容の相違（同内容の記載ではなく同じ設備である旨記載）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p>

比較表（62条 通信連絡を行うために必要な設備）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>置する衛星携帯電話（固定型）の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）の電源は、充電池を使用しており、予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電することができる設計とする。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム(ERSS)等へのデータ伝送の機能に係る設備及び代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡機能に係る設備としての、衛星携帯電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所外）として、衛星携帯電話設備を代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置又は保管し、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する衛星携帯電話（固定型）の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）の電源は、充電池を使用しており、予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。</p>	<p>データ伝送設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。なお、データ伝送設備を構成する緊急時対策支援システム伝送装置は、安全パラメータ表示システム（SPDS）の緊急時対策支援システム伝送装置と同じである。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）は、非常用所内電源（非常用ディーゼル発電機）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としてのデータ伝送設備、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p>	<p>記載内容の相違（同内容の記載ではなく同じ設備である旨記載）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載内容の相違（同じ設備である旨明記し省略）</p>

比較表（62条 通信連絡を行うために必要な設備）

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3，4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡機能に係る設備としての衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>大容量空冷式発電機については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>代替緊急時対策所用発電機及び緊急時対策所用発電機車については、「10.9 緊急時対策所」にて記載する。</p> <p>通信連絡設備は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことができ、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、3号炉及び4号炉に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できる設計とする。</p>	<p>常設代替高圧電源装置及び可搬型代替低圧電源車については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用発電機については、「10.9 緊急時対策所」に記載する。</p>	<p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>設備の差異（単機プラントのため共用なし）</p>

比較表（62条 通信連絡を行うために必要な設備）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.12 通信連絡設備</p> <p>10.12.2 重大事故等時</p> <p>10.12.2.1 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>代替緊急時対策所の通信連絡設備は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の設置をもって廃止する。</p> <p>通信連絡設備の概略系統図を第 10.12.1 図から第 10.12.2 図に示す。</p> <p>10.12.2.2 設計方針</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡に用いる設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備（発電所内）、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信設備（発電所内）として、以下の通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p> <p>a. 発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡</p> <p>発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備（発電所内）として衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備を使用する。</p> <p>重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備（発電所内）として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及び SPDS データ表示装置を使用する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）として、衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備は、中央制御室内、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置又は保管する設計とする。</p> <p>重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を原子炉補助建屋及び4号炉原子炉周辺建屋内に設置し、SPDS データ表示装置は、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）及び無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち中央制御室内に設置する衛星携帯電話（固定型）並びに無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する無線通話装置（固定型）の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である</p>	<p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.12 通信連絡設備</p> <p>10.12.2 重大事故等時</p> <p>10.12.2.1 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>通信連絡設備の概略系統図を第 10.12-1 図に示す。</p> <p>10.12.2.2 設計方針</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡を行うための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備（発電所内）及び緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をする SPDS として、以下の通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p> <p>a. 通信設備（発電所内）</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）として、携帯型有線通話装置、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>携帯型有線通話装置は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続されていることにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）の電源は、非常用所内電源（非常用ディーゼル発電機）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替低圧電源車から給電できる設計とする。</p>	<p>設備の差異（代替緊急時対策所として固有）</p> <p>記載表現、設備名称の相違 設備の差異（代替緊急時対策所として固有）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違 手順・設備の差異（屋外（衛星（携帯））⇔屋内（衛星（固定）））</p>

比較表（62条 通信連絡を行うために必要な設備）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>量空冷式発電機から給電できる設計とする。衛星携帯電話設備のうち代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する衛星携帯電話（固定型）及び無線連絡設備のうち代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する無線通話装置（固定型）の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）及び携帯型通話設備の電源は、充電電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電電池を用いるものについては、予備の充電電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電電池は、中央制御室、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。また、SPDSデータ表示装置の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備及び代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡機能に係る設備としての、衛星携帯電話設備、無線連絡設備、携帯型通話設備、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星携帯電話設備（衛星携帯電話（固定型、携帯型）（3号及び4号炉共用）</li> <li>・無線連絡設備（無線通話装置（固定型、携帯型））（3号及び4号炉共用）</li> <li>・携帯型通話設備（携帯型有線通話装置）（3号及び4号炉共用）</li> <li>・緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）（3号及び4号炉共用）</li> <li>・SPDSデータ表示装置（3号及び4号炉共用）</li> <li>・大容量空冷式発電機（10.2 代替電源設備）</li> <li>・代替緊急時対策所用発電機（3号及び4号炉共用）（10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時）</li> <li>・緊急時対策所用発電機（3号及び4号炉共用）（10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時）</li> </ul> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）の電源は、非常用所内電源（非常用ディーゼル発電機）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>携帯型有線通話装置、衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）の電源は、充電電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電電池を用いるものについては、別の端末又は別の充電電池と交換することにより事象発生後7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電電池は、代替電源設備からの受電が可能な中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電できる設計とする。</p> <p>また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより事象発生後7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、携帯型有線通話装置、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備（固定型）</li> <li>・衛星電話設備（携帯型）</li> <li>・無線連絡設備（携帯型）</li> <li>・携帯型有線通話装置</li> <li>・常設代替高圧電源装置（10.2 代替電源設備）</li> <li>・可搬型代替低圧電源車（10.2 代替電源設備）</li> <li>・緊急時対策所用発電機（10.9 緊急時対策所）</li> </ul> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電機を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>b. SPDS</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成するSPDSを設置する設計とする。</p>	<p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違                  運用の差異（端末毎交換も手段として整備）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p>

比較表（6 2 条 通信連絡を行うために必要な設備）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海 3, 4 号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所での共有</p> <p>計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信設備（発電所内）として、衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備を使用する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所内）として、衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備は、中央制御室内、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）及び無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち中央制御室内に設置する衛星携帯電話（固定型）並びに無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する無線通話装置（固定型）の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する衛星携帯電話（固定型）及び無線連絡設備のうち代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する無線通話装置</p> <p>（固定型）の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）、無線連絡設備のうち無線通話装置（携</p>	<p>SPDSのうちデータ伝送装置は、原子炉建屋付属棟内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>SPDSのうちデータ伝送装置の電源は、非常用所内電源（非常用ディーゼル発電機）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替高压電源装置又は可搬型代替低压電源車から給電できる設計とする。</p> <p>SPDSのうち緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置の電源は、非常用所内電源（非常用ディーゼル発電機）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、SPDSについては、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SPDS</li> <li>・ 常設代替高压電源装置（10.2 代替電源設備）</li> <li>・ 可搬型代替低压電源車（10.2 代替電源設備）</li> <li>・ 緊急時対策所用発電機（10.9 緊急時対策所）</li> </ul> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電機を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p>	<p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載内容の相違（技術的能力に係る審査基準における手順の要求のため技術的能力に手順を記載）</p>

比較表（6 2 条 通信連絡を行うために必要な設備）

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海 3, 4 号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>帯型)及び携帯型通話設備の電源は、充電電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電電池を用いるものについては、予備の充電電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電電池は、中央制御室、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡機能に係る設備としての衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星携帯電話設備（衛星携帯電話（固定型、携帯型））（3号及び4号炉共用）</li> <li>・無線連絡設備（無線通話装置（固定型、携帯型））（3号及び4号炉共用）</li> <li>・携帯型通話設備（携帯型有線通話装置）（3号及び4号炉共用）</li> <li>・大容量空冷式発電機（10.2 代替電源設備）</li> <li>・代替緊急時対策所用発電機（3号及び4号炉共用）                      （10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時）</li> <li>・緊急時対策所用発電機車（3号及び4号炉共用）                      （10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時）</li> </ul> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>(2) 発電所外（社内外）の通信連絡に用いる設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するための通信設備（発電所外）として、以下の通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p> <p>a. 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡</p> <p>発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備（発電所外）として、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を使用する。</p> <p>発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備（発電所外）として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を使用する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）として、衛星携帯電話設備を代替緊</p>	<p>(2) 発電所外の通信連絡を行うための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備（発電所外）及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータの伝送できるデータ伝送設備として、以下の通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p> <p>a. 通信設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）として、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）は、「(1)a. 発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡」と同じである。</p>	<p>記載内容の相違（技術的能力に係る審査基準における手順の要求のため技術的能力に手順を記載）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載内容の相違（同内容の記載ではなく同じ設備である旨記載）</p>

比較表（62条 通信連絡を行うために必要な設備）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置又は保管し、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する設計とする。</p> <p>重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備（発電所外）として、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送するための緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を、原子炉補助建屋及び4号炉原子炉周辺建屋内に設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する衛星携帯電話（固定型）の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）の電源は、充電池を使用しており、予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム(ERSS)等へのデータ伝送の機能に係る設備及び代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡機能に係る設備としての、衛星携帯電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星携帯電話設備（衛星携帯電話（固定型、携帯型）（3号及び4号炉共用）</li> <li>・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAX）（3号及び4号炉共用）</li> <li>・緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）（3号及び4号炉共用）</li> <li>・大容量空冷式発電機（10.2 代替電源設備）・代替緊急時対策所用発電機（3号及び4号炉共用）</li> </ul>	<p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）の電源は、非常用所内電源（非常用ディーゼル発電機）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備（固定型）</li> <li>・衛星電話設備（携帯型）</li> <li>・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）</li> <li>・緊急時対策所用発電機（10.9 緊急時対策所）</li> </ul> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電機を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p>	<p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p>

比較表（62条 通信連絡を行うために必要な設備）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>(10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所用 発電機車（3号 及び4号炉 共用）</li> </ul> <p>(10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時)</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所での共有</p> <p>計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために用いる通信設備（発電所外）として、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を使用する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所外）として、衛星携帯電話設備を代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置又は保管し、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する衛星携帯電話（固定型）の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）の電源は、充電機を使用して、予備の充電機と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電機は、中央制御室、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策</p>	<p>b. データ伝送設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。なお、データ伝送設備を構成する緊急時対策支援システム伝送装置は、「(1)b. SPDS」の緊急時対策支援システム伝送装置と同じである。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）へのデータ伝送の機能に係る設備としてのデータ伝送設備については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p>	<p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載内容の相違（同内容の記載ではなく同じ設備である旨記載し、省略）</p> <p>記載内容の相違（技術的能力に係る審査基準における手順の要求のため技術的能力に手順を記載）</p>

比較表（6 2 条 通信連絡を行うために必要な設備）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海 3, 4 号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡機能に係る設備としての衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星携帯電話設備（衛星携帯電話（固定型、携帯型）（3号及び4号炉共用）</li> <li>・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAX）（3号及び4号炉共用）</li> <li>・大容量空冷式発電機（10.2 代替電源設備）</li> <li>・代替緊急時対策所用発電機（3号及び4号炉共用）（10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時）</li> <li>・緊急時対策所用 発電機車（3号 及び4号炉 共用）（10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時）</li> </ul> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>ディーゼル発電機は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等においても使用するため、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」に示す設計方針を適用する。ただし、多様性、位置的分散等を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち多様性、位置的分散等の設計方針は適用しない。ディーゼル発電機については「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>大容量空冷式発電機については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>代替緊急時対策所用発電機及び緊急時対策所用発電機車については、「10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時」にて記載する。</p> <p>10.12.2.2.1 多様性、位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室内に設置する衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）及び無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型）並びに原子炉補助建屋及び4号炉原子炉周辺建屋内に設置する緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の電源は、ディーゼル発電機に対して多様性を持った大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。電源設備の多様性、位置的分散については「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）、無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型）、SPDS</p>	<p>緊急時対策所用発電機については、「10.9 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散等を除く設計方針を適用する。非常用ディーゼル発電機については「10.1 非常用電源設備」にて記載する。</p> <p>10.12.2.2.1 多様性、位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>衛星電話設備（固定型）の電源は、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替高圧電源装置及び可搬型代替低圧電源車又は緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電機及び蓄電池からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末）に対して多様性を有する設計とする。また、衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末）と共</p>	<p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>設備の差異（データ伝送設備設置場所の差異による電源の差異）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>手順・設備の差異（屋外（衛星（携帯））⇔屋内（衛星（固定）））</p> <p>記載内容の相違（対象の明確化）</p>

比較表（62条 通信連絡を行うために必要な設備）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3，4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>データ表示装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の電源は、多重性を有する代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。電源設備の多重性については「10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時」にて記載する。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(携帯型)、無線連絡設備のうち無線通話装置(携帯型)及び携帯型通話設備の電源は、充電池又は乾電池を使用することで、ディーゼル発電機に対して多様性を持つ設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備、無線連絡設備、携帯型通話設備、緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、異なる通信方式を使用し、多様性を持つ設計とする。</p>	<p>通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>携帯型有線通話装置の電源は、送受信器(ページング)及び電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、乾電池を使用することで、非常用ディーゼル発電機及び蓄電池からの給電により使用する送受信器(ページング)及び電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末)に対して多様性を有する設計とする。また、携帯型有線通話装置は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管することで、送受信器(ページング)及び電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線連絡設備(携帯型)及び衛星電話設備(携帯型)の電源は、送受信器(ページング)及び電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電池を使用することで、非常用ディーゼル発電機及び蓄電池からの給電により使用する送受信器(ページング)及び電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末)に対して多様性を有する設計とする。また、無線連絡設備(携帯型)及び衛星電話設備(携帯型)は、緊急時対策所内に保管することで、送受信器(ページング)及び電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置する統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX)の電源は、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末、FAX)、テレビ会議システム(社内)、加入電話設備(加入電話、加入FAX)及び専用電話設備(専用電話(ホットライン)(自治体向))と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電機及び蓄電池等からの給電により使用する電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末、FAX)、テレビ会議システム(社内)、加入電話設備(加入電話、加入FAX)及び専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(自治体向))に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置するSPDS及びデータ伝送設備の電源は、常設代替高圧電源装置又は可搬型代替低圧電源車及び緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、非常用ディーゼル発電機に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備(携帯型)、携帯型有線通話装置、データ伝送設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX)は、異なる通信方式を使用し、多様性を持つ設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については「10.2 代替電源設備」及び「10.9 緊急時対策所」にて記載する。</p>	<p>記載表現、設備名称の相違 記載内容の相違(対象の明確化)</p> <p>記載表現、設備名称の相違 記載内容の相違(対象の明確化)</p> <p>記載表現、設備名称の相違 記載内容の相違(対象の明確化)</p> <p>記載表現、設備名称の相違 記載内容の相違(対象の明確化)</p>

比較表（6 2 条 通信連絡を行うために必要な設備）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海 3, 4 号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>10.12.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>衛星携帯電話設備、無線連絡設備、携帯型通話設備、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）、SPDS データ表示装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.12.2.2.3 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>通信連絡設備は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことができ、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、3号炉及び4号炉に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できる設計とする。</p> <p>10.12.2.2.4 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）は、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）は、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。保有数は、3号炉及び4号炉で重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式（3号及び4号炉共用）を保管する設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型）は、発電所内の通信連絡をするために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）は、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。保有数は、3号炉及び4号炉で重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式（3号及び4号炉共用）を保管する設計とする。</p> <p>携帯型通話設備は、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。保有数は、3号炉及び4号炉で重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式（3号及び4号炉共用）を保管する設計とす</p>	<p>10.12.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>衛星電話設備（固定型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）、SPDS及びデータ伝送設備は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.12.2.2.3 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>携行型有線通話装置は、発電所内の屋内で通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数以上を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数以上を設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）は、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数以上を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）は、想定される重大事故等時において、発電所内の屋外で通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数以上を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</p>	<p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載内容の相違（対象の明確化）</p> <p>設備の差異（単機プラントのため共用なし）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>設備の差異（単機プラントのため共用なし）</p> <p>設備の差異（屋外（衛星（携帯））⇔屋内（衛星（固定）））</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>設備の差異（単機プラントのため共用なし）</p>

比較表（6 2 条 通信連絡を行うために必要な設備）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海 3, 4 号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>る。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と必要なデータ量を伝送できる設計とする。</p> <p>SPDS データ表示装置は、重大事故等に対処するために必要なパラメータを共有するために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>10.12.2.2.5 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）及び無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型）は、中央制御室内、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）は、中央制御室内、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に保管するとともに、屋外で使用し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は使用場所で可能な設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）は、中央制御室内、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に保管するとともに、屋外で使用し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は使用場所で可能な設計とする。</p> <p>携帯型通話設備は、中央制御室内、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に保管するとともに、建屋内及び屋外で使用し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は使用場所で可能な設計とする。緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、原子炉補助建屋及び4号炉原子炉周辺建屋内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>SPDS データ表示装置は、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>SPDSは、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）は、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数以上を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>10.12.2.2.4 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>携行型有線通話装置は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管するとともに屋内で使用し、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における環境条件を考慮した設計とする。操作は使用場所で可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における環境条件を考慮した設計とする。操作は、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管するとともに屋外で使用し、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における環境条件を考慮した設計とする。操作は使用場所で可能な設計とする。</p> <p>SPDSのうちデータ伝送装置は、原子炉建屋内に設置し、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における環境条件を考慮した設計とする。データ伝送装置は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p> <p>SPDSのうち緊急時対策支援システム伝送装置は、緊急時対策所内に設置し、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における環境条件を考慮した設計とする。緊急時対策支援システム伝送装置は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p> <p>SPDSのうちSPDSデータ表示装置は、緊急時対策所内に設置し、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における環境条件を考慮した設計とする。操作は、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）は、緊急時対策所内に設置し、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における環境条件を考慮した設計とする。操作は、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、緊急時対策所内に設置し、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における環境条件を考慮した設計とする。データ伝送設備は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p>	<p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>設備の差異（屋外（衛星（携帯））↔屋内（衛星（固定）））</p> <p>設備の差異（単機プラントのため共用なし）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載内容の相違（重大事故時に操作がないことを明記）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載内容の相違（重大事故時に操作がないことを明記）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

比較表（62条 通信連絡を行うために必要な設備）

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>10.12.2.2.6 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）、無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とし、付属の操作スイッチにより設置場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）及び携帯型通話設備は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とし、人が携行して移動し、付属の操作スイッチにより使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>携帯型通話設備は、端末と中継コードの接続をプラグ接続とし、接続規格を統一することにより、使用場所において確実に接続できる設計とする。また、乾電池の交換も含め容易に操作ができるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡ができる設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を使用した発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡及び発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>SPDSデータ表示装置は、付属の操作スイッチにより設置場所で操作が可能な設計とする。</p>	<p>10.12.2.2.5 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とし、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とし、人が携行して移動し、付属の操作スイッチにより、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>携行型有線通話装置と専用接続箱との接続については、同一規格の端子接続とすることで、特殊な工具、及び技量は必要とせず、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。</p> <p>また、携行型有線通話装置と専用接続箱との接続については、必要に応じて布設する中継用ケーブルドラムを使用することが可能な設計とし、携行型有線通話装置と専用接続箱との接続同様の端子接続とすることで、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。</p> <p>SPDS及びデータ伝送設備は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>SPDSのうちデータ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送設備は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>SPDSのうちSPDSデータ表示装置は、付属の操作スイッチにより緊急時対策所内で操作が可能な設計とする。</p>	<p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>設備の差異（恒設接続箱による中継）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p>
<p>10.12.2.3 主要設備及び仕様</p> <p>通信連絡を行うために必要な設備の主要設備及び仕様を第10.12.2表及び第10.12.3表に示す。</p> <p>10.12.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>衛星携帯電話設備、無線連絡設備、携帯型通話設備、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）、SPDSデータ表示装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>10.12.2.3 主要設備及び仕様</p> <p>通信連絡を行うために必要な設備の主要設備及び仕様を第10.12-2表及び第10.12-3表に示す。</p> <p>10.12.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置、SPDS、統合原子力防災ネットワークと接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）及びデータ伝送設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能検査及び外観検査が可能な設計とする。</p>	<p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載内容の相違（プラント状態明記）</p>

比較表（62条 通信連絡を行うために必要な設備）

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3，4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>第10.12.2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の設備仕様</p> <p>(1) 衛星携帯電話設備（3号及び4号炉共用）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所（通常運転時等）                      ・緊急時対策所（重大事故等時）                      ・通信連絡設備（通常運転時等）                      ・通信連絡設備（重大事故等時）</p> <p>設備名 衛星携帯電話（固定型）                      使用回線 衛星系回線                      個 数 一式</p> <p>(2) 無線連絡設備（3号及び4号炉共用）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所（通常運転時等）                      ・緊急時対策所（重大事故等時）                      ・通信連絡設備（通常運転時等）                      ・通信連絡設備（重大事故等時）</p> <p>設備名 無線通話装置（固定型）                      使用回線 無線系回線                      個 数 一式</p> <p>(3) 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）（3号及び4号炉共用）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・計装設備（重大事故等対処設備）                      ・緊急時対策所（通常運転時等）                      ・緊急時対策所（重大事故等時）                      ・通信連絡設備（通常運転時等）                      ・通信連絡設備（重大事故等時）</p> <p>使用回線 有線系回線、衛星系回線                      個 数 一式</p> <p>(4) SPDS データ表示装置（3号及び4号炉共用）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・計装設備（重大事故等対処設備）                      ・緊急時対策所（通常運転時等）                      ・緊急時対策所（重大事故等時）</p>	<p>第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の設備仕様</p> <p>(1) 衛星電話設備（固定型）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所（通常運転時等）                      ・緊急時対策所（重大事故等時）                      ・通信連絡設備（通常運転時等）                      ・通信連絡設備（重大事故等時）</p> <p>設備名:衛星電話設備（固定型）                      使用回線:衛星系回線                      個数:一式                      取付箇所:原子炉建屋付属棟3階（中央制御室），                      緊急時対策所2階</p> <p>(2) SPDS                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・計装設備（重大事故等対処設備）                      ・緊急時対策所（通常運転時等）                      ・緊急時対策所（重大事故等時）                      ・通信連絡設備（通常運転時等）                      ・通信連絡設備（重大事故等時）</p> <p>設 備 名:データ伝送装置                      使 用 回 線:有線系回線，無線系回線                      個 数:一式                      取 付 箇 所:原子炉建屋付属棟4階</p> <p>設 備 名:緊急時対策支援システム伝送装置</p>	<p>設備名称の相違</p> <p>設備名称の相違                      記載内容の相違（取付箇所明記）</p> <p>設備の差異（屋外（衛星（携帯））⇔                      屋内（衛星（固定））</p> <p>設備名称の相違                      記載内容の相違（取付箇所明記）</p> <p>設備名称の相違</p>

比較表（62条 通信連絡を行うために必要な設備）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>・通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>・通信連絡設備（重大事故等時）</p> <p>個数 一式</p> <p>(5) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（3号及び4号炉共用）兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>・緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>・通信連絡設備（通常運転時等）</li> <li>・通信連絡設備（重大事故等時）</li> </ul> <p>設備名 テレビ会議システム</p> <p>使用回線 有線系回線又は衛星系回線</p> <p>個数 一式</p> <p>設備名 IP電話</p> <p>使用回線 有線系回線</p> <p>個数 一式</p> <p>設備名 衛星通信装置（電話）</p> <p>使用回線 衛星系回線</p> <p>個数 一式</p> <p>設備名 IP-FAX</p> <p>使用回線 有線系回線又は衛星系回線</p> <p>個数 一式</p>	<p>使用回線:有線系回線, 衛星系回線</p> <p>個数:一式</p> <p>取付箇所:緊急時対策所2階</p> <p>設備名:SPDSデータ表示装置</p> <p>個数:一式</p> <p>取付箇所:緊急時対策所2階</p> <p>(3) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム, IP電話, IP-FAX）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>・緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>・通信連絡設備（通常運転時等）</li> <li>・通信連絡設備（重大事故等時）</li> </ul> <p>設備名:テレビ会議システム</p> <p>使用回線:有線系回線, 衛星系回線 共用</p> <p>個数:一式</p> <p>取付箇所:緊急時対策所2階</p> <p>設備名:IP電話</p> <p>使用回線:有線系回線, 衛星系回線</p> <p>個数:一式</p> <p>取付箇所:緊急時対策所2階</p> <p>設備名:IP-FAX</p> <p>使用回線:有線系回線, 衛星系回線</p> <p>個数:一式</p> <p>取付箇所:緊急時対策所2階</p> <p>(4) データ伝送設備</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>・緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>・通信連絡設備（通常運転時等）</li> <li>・通信連絡設備（重大事故等時）</li> </ul>	<p>記載内容の相違（取付箇所明記）</p> <p>設備名称の相違</p> <p>記載内容の相違（取付箇所明記）</p> <p>設備名称の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載内容の相違（取付箇所明記）</p> <p>記載内容の相違（取付箇所明記）</p> <p>記載内容の相違（取付箇所明記）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p>

比較表（62条 通信連絡を行うために必要な設備）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3，4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
	<p>設備名：緊急時対策支援システム伝送装置                      使用回線：有線系回線，衛星系回線                      個数：一式                      取付箇所：緊急時対策所2階</p>	

比較表（62条 通信連絡を行うために必要な設備）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3, 4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
<p>第 10.12.3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の設備仕様</p> <p>(1) 衛星携帯電話設備（3号及び4号炉共用）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>・緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>・通信連絡設備（通常運転時等）</li> <li>・通信連絡設備（重大事故等時）</li> </ul> <p>設備名 衛星携帯電話（携帯型）</p> <p>使用回線 衛星系回線</p> <p>個 数 一式</p> <p>(2) 無線連絡設備（3号及び4号炉共用）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>・緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>・通信連絡設備（通常運転時等）</li> <li>・通信連絡設備（重大事故9等時）</li> </ul> <p>設備名 無線通話装置（携帯型）</p> <p>使用回線 無線系回線</p> <p>個 数 一式</p> <p>(3) 携帯型通話設備（3号及び4号炉共用）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>・緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>・通信連絡設備（通常運転時等）</li> <li>・通信連絡設備（重大事故等時）</li> </ul> <p>設備名 携帯型有線通話装置</p> <p>使用回線 有線系回線</p> <p>個 数 一式</p>	<p>第 10.12-3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の設備仕様</p> <p>(1) 携行型有線通話装置</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>・緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>・通信連絡設備（通常運転時等）</li> <li>・通信連絡設備（重大事故等時）</li> </ul> <p>設 備 名：携行型有線通話装置</p> <p>使 用 回 線：有線系回線</p> <p>個 数：一式</p> <p>設 置 場 所：原子炉建屋付属棟地下1,2,3階,1,3階                      原子炉建屋原子炉棟地下2階, 1,2,3,4階                      原子炉建屋廃棄物処理棟1,3階                      緊急時対策所1,2階</p> <p>保 管 場 所：原子炉建屋付属棟3階（中央制御室），                      緊急時対策所2階</p> <p>(2) 衛星電話設備（携帯型）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>・緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>・通信連絡設備（通常運転時等）</li> <li>・通信連絡設備（重大事故等時）</li> </ul> <p>設 備 名：衛星電話設備（携帯型）</p> <p>使 用 回 線：衛星系回線</p> <p>個 数：一式</p> <p>設 置 場 所：屋外</p> <p>保 管 場 所：緊急時対策所2階</p> <p>(3) 無線連絡設備（携帯型）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所（通常運転時等）</li> <li>・緊急時対策所（重大事故等時）</li> <li>・通信連絡設備（通常運転時等）</li> </ul>	<p>設備名称の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>記載内容の相違（設置・保管場所明記）</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>記載内容の相違（設置・保管場所明記）</p> <p>設備名称の相違</p>

比較表（62条 通信連絡を行うために必要な設備）

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海3，4号(2016年9月20日版)	東海第二発電所	相違点
	<p>・通信連絡設備（重大事故等時）</p> <p>設備名：無線連絡設備（携帯型）</p> <p>使用回線：無線系回線</p> <p>個数：一式</p> <p>使用場所：屋外</p> <p>設置場所：緊急時対策所2階</p>	<p>設備名称の相違</p> <p>記載内容の相違（設置・保管場所明記）</p>